

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵友福祉会（以下「この法人」という。）の役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務を遂行するために要する旅費（宿泊費を含む）、交通費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により、報酬及び実費弁償費を支給することができるものとし、賞与、退職手当は支給しない。なお、役員であって、この法人が開設又は運営する施設における職員を兼ねる者については、報酬及び職員としての職務の対価として別に定めるところにより、給与、賞与及び退職慰労金等を支給する。

(報酬額等の決定)

第4条 役員に対する報酬及び実費弁償費は別表1に定める額とする。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年5月の定時評議員会の議決日から施行する。

別表1 (第3条及び第4条関係)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000円